平成21年第1回基山町議会(定例会)会議録(第1日)															
招集年月日	平成21年3月6日														
招集の場所	基山町議会議場														
開閉会日時	開会	平	成 21年	手 3 月	6 E] 9	時 45	分	議	長	酒	井	恵	明	
及び宣告	散会	平	成 21年	手 3 月	6 E	1	1時 58	分	議	長	酒	井	恵	明	
	議席 番号		氏	名		出席等 の 別	議席 番号		P	ŧ	名		出の	l席等)別	
応(不応) 招議員及び	1番	大	, Щ	勝	代	出	8番	木	木		博	文		出	
出席並びに	2番	重	重 松	_	徳	出	9番	7	t	Щ	軍	太		出	
欠席議員	3番	後	後 藤	信	八	出	10番	木	公	石	信	男		出	
	4番	鳥	景 飼	勝	美	出	11番	Ŀ	京		Ξ	夫		出	
出席13名	5番	片	īЩ	_	儀	出	12番	Σ	<u>F</u>	田	通	男		出	
欠席0名	6番	급	3 JI	義	則	出	13番	H	也	田		実		出	
欠員 1 名							14番	ī	酉	井	恵	明		出	
会議録署名議員 6 1			6番	티	3	美	義 則 8		3番 林		博		· 事	文	
職務のため 出席した者			(事務 宮	局長〕 原) 昭		〔長〕 ī 賀 ǎ	IJ	美	(書記毛		博	司	
地方自治法	囲丁		長	小	森	純一	こど	ŧ	課	長	内	Щ	敏	行	
第121条に	教	育	長	松	隈	亞旗人	農林	澴 垻	意課	長	吉	浦	茂	樹	
より説明の	総務	3 1	果長	大	石	実	まちづく	くり扌	佳進言	果長	平	野		勉	
ため出席	企画政策課長			小	野	龍 雄	会 計	管	理	者	髙	木	英	文	
した者の	税務住民課長			安	永	靖 文	教育	学習	了課	長	古	賀	芳	博	
職氏名	健康福祉課長			岩	坂	唯宜									
議事日程				別紙のとおり											
会議に付した事件				別紙のとおり											
会 議 の 経 過 別紙のとおり					וי										

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		常任委員の就任
日程第4		町政報告
日程第5	第1号議案	基山町に副町長を置かない特例条例の制定について
日程第6	第2号議案	基山町に副町長を置かない特例条例の制定に伴う関係条例の
		整備に関する条例の制定について
日程第7	第3号議案	基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定について
日程第8	第4号議案	基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
		改正について
日程第9	第5号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に
		ついて
日程第10	第6号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
		改正について
日程第11	第7号議案	基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例
		の一部改正について
日程第12	第8号議案	基山町汚水処理施設管理条例の一部改正について
日程第13	第9号議案	基山町立図書館設置及び管理条例の一部改正について
日程第14	第10号議案	基山町固定資産評価員の選任について
日程第15	第11号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第16	第12号議案	町有財産の無償譲渡について
日程第17	第13号議案	町道の路線の廃止について
日程第18	第14号議案	町道の路線の認定について
日程第19	第15号議案	平成20年度基山町一般会計補正予算(第5号)
日程第20	第16号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第21	第17号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算(第3号)
日程第22	第18号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3
		号)

日程第23	第19号議案	平成20年度基山町下水道特別会計補正予算(第3号)
日程第24	第20号議案	平成21年度基山町一般会計予算
日程第25	第21号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第26	第22号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計予算
日程第27	第23号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	第24号議案	平成21年度基山町下水道特別会計予算
日程第29	報告第1号	基山町災害時要援護者避難支援計画について
日程第30	報告第2号	基山町土地開発公社の業務報告について

~午前9時45分 開会~

議長(酒井恵明君)

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

これより平成21年第1回基山町議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(酒井恵明君)

日程第1.会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、品川義則議員と林博文議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(酒井恵明君)

日程第2.会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日より25日までの 20日間と決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

ここで、副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

日程第3 常任委員の就任

副議長(池田 実君)

日程第3.常任委員の就任を議題とします。

議長は、平成19年5月9日付総務常任委員を辞任されましたが、昨年、議員が1名欠けた ことにより、総務常任委員長より委員会の運営に支障を来しているとの報告を受け、総務常 任委員へ就任したい旨の申し出がございました。

ここでお諮りします。議長が総務常任委員に就任することについて、許可することに御異 議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(池田 実君)

御異議なしと認めます。よって、議長の総務常任委員の就任を許可することに決しました。 それでは、議長と交代いたします。

[副議長、議長と交代]

議長(酒井恵明君)

ただいま皆さん方の御理解により、議長が昨年、19年の5月に総務常任委員を辞任いたしておりましたが、今、副議長からお話がありましたように、残念ながら1名欠員が発生いたしましたゆえに、総務常任委員会の運営がなかなか難しいということで、議長が総務常任委員として就任いたすことを承認いただきまして感謝いたしております。

また、私も一から総務常任委員として頑張っていく所存でございますので、委員長初め、 委員の皆さん方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、私の就任のあい さつといたします。

日程第4 町政報告

議長(酒井恵明君)

日程第4.町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長(小森純一君)(登壇)

皆さんおはようございます。町政報告を申し上げさせていただきます。

本日は、平成21年第 1 回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には御 出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町に副町長を置かない特例条例の制定について、基山町に副町長を置かない特例条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定について、基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について外5件でございます。人事案件が基山町固定資産評価員の選任について、基山町教育委員会教育委員の任命について、並びに町有財産の無償譲渡について、町道の路線の廃止について、町道の路線の認定について、予算関係が平成20年度基山町一般会計補正予算(第5号)、平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算(第3号)、平成20年度基山町

一般会計予算、平成21年度基山町国民健康保険特別会計予算、平成21年度基山町老人保健特別会計予算、平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、平成21年度基山町下水道特別会計予算等についてお願いをいたしております。さらに、会期途中、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当交付金交付事業及び地域活性化・生活対策臨時交付金事業等のため、平成20年度基山町一般会計補正予算(第6号)の追加議案をお願いしたいと思っております。また、地方税法の一部を改正する法律に伴う基山町税条例の一部改正について及び基山町国民健康保険条例の一部改正についての追加議案をお願いしたいと思っております。しかしながら、国会の審議いかんによっては会期内に議案提出ができない場合もありますので、その場合は内容を説明して、専決処分をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、酒井議長の表彰受賞、まことにおめでとうございます。また、基山町も山本文男会 長名で町村会から優秀町村としての表彰をいただいております。これもダブル受賞というこ とで、私ども大変喜んでおるところでございます。御報告申し上げます。

まず、消防関係についてでございますが、1月4日晴天のもと、消防団出初め式が盛大に 挙行されました。ことしは町制施行70周年に当たるため、年明け宣言、花火の打ち上げ、さ らに陸上自衛隊目達原駐屯地音楽隊による演奏もあり、式典が華やかなものとなりました。

春の全国火災予防運動が3月1日から3月7日まで行われておりますが、それに先立ち、2月24日に町内の保育園、幼稚園による幼年消防クラブの防火パレードが行われました。当日はあいにくの雨のため、町民会館で消防関係者を含め約200人により、火災予防の啓発に努めました。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

12月14日、2008ふ・れ・あ・いフェスタを役場を中心とした会場で開催いたしました。ことしは第6回目で、地域間、世代間の交流を図ることを目的に、自然、環境、健康、交流の4つのテーマに沿ったさまざまなイベントを開催いたしました。前日の大雨もうそのように晴れ、多くの人でにぎわい、大盛況のうちに無事に終わることができました。

次に、基山町協働のまちづくり支援自販機については、公共用地内や公共施設内に新たに 3台を設置し、合計14台となりました。本年度の基金額は1,842,928円となっております。

次に、基山町まちづくり条例につきましては、1月13日に協働のまちづくりシンポジウム

を開催し、宮崎大学の根岸裕孝講師による協働事業の事例紹介があり、その後、参加者106 人全員の意見を聞く方法としまして、ワールド・カフェ方式により行いました。また、アンケートにも81%の回答をいただきました。

次に、昨年末からの経済不況に伴い、中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者認定申請が急増いたしております。 2 月末の認定申請件数は、売上高減による申請が36件、利益率の減による申請が8 件となっております。

次に、農業振興についてでございます。

先ほどの12月14日、2008ふ・れ・あ・いフェスタ(自然エリア)の中で米まつりを開催いたしました。きねつきもちの販売、農産物品評即売会、佐賀県産牛肉販売及び米すくいなどがあり、地元のおいしい食材を求め長い行列ができ、消費者と生産者が触れ合い親交を深め、大変なにぎわいのうちに終えることができました。

次に、こども課関係についてでございます。

平成21年度の保育園、学童保育の入所募集を1月23日から行っております。2月末での申し込みは、基山保育園186名、たんぽぽ保育園111名、ひまわり教室95名、コスモス教室57名となっております。

また、次世代育成支援後期行動計画策定に伴うアンケート調査を実施しています。調査対象は、小学生児童がいる世帯が約820世帯、小学校就学前の児童がいる世帯が約650世帯となっております。

次に、道路改良事業についてでございます。

まち交工20補第4号大城1号線道路改良工事につきましては、平成20年12月9日から平成 21年3月19日までの工期で、前田土木有限会社が7,612,500円で請負、施工いたしておりま す。現在の出来高は95%でございます。

町道小林線道路改良工事につきましては、平成20年12月9日から平成21年3月19日までの 工期で、有限会社飛松建設が5,302,500円で請負、施工いたしております。現在の出来高 は95%でございます。

次に、下水道事業についてでございます。

下工20補第8号宝満川上流処理区第9号から11号マンホールポンプ機器設置工につきましては、平成21年1月16日から3月23日までの工期で、扶桑建設工業株式会社九州支店が18,480千円で請負、施工いたしております。現在の出来高は50%でございます。

まち交工20補第2号ニュータウン取付管工事につきましては、平成20年12月9日から平成21年3月19日までの工期で、水田建設が5,082千円で請負、施工いたしております。現在の出来高は90%でございます。

次に、教育委員会関係についてでございますが、基山小学校改築工事につきましては、 12月24日に竣工検査が終わりましたので、児童は1月8日の始業式の後、新校舎へ引っ越しました。また、給食につきましても始業式の日から実施し、若基小、中学校への配送もスムーズに行っております。

春の県体として第49回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月13日から15日まで行われました。 三養基郡の代表として監督・コーチ以下32名(うち基山町から20名)の選手の方が選抜され、 上位を目指し選手一丸となって各区間で活躍し、三養基郡チームは第9位の成績でした。

次に、寄附(金・物品)の報告についてでございます。

次の表のとおり寄附がありましたので、お目通しをお願いいたします。

次に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

ふるさと応援寄附金に、平成20年12月までに4件、930千円の寄附がありましたので、ふるさと応援寄附基金に積み立てております。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第5~30 第1号議案~第24号議案、報告第1号~報告第2号

議長(酒井恵明君)

日程第5.第1号議案より日程第28.第24号議案まで並びに日程第29.報告第1号、日程 第30.報告第2号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長(小森純一君)(登壇)

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

第1号議案 基山町に副町長を置かない特例条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、現下の厳しい財政状況、さらに、政策決定における過程の変更、役場内協働の推進及び職員の行政能力を高めるため、行財政改革の一環として、基山町に副町長を置かない特例条例を制定する必要が生じたため、提案するものでございます。

内容につきましては、私の在任期間中、平成21年4月1日から平成24年2月19日までの間、 副町長を置かないため、制定するものでございます。 第2号議案 基山町に副町長を置かない特例条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

この議案につきましては、第1号議案に伴い、基山町に副町長を置かない特例条例の制定 に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要が生じたため、提案するものでございま す。

内容につきましては、基山町職員定数条例、基山町特別職報酬等審議会条例、基山町教育委員会委員報酬及び費用弁償支給条例、町長及び副町長の諸給与条例、基山町教育委員会教育長の諸給与条例、これらにつきましては、題名、各条項、別表の中の「副町長」を削り、基山町予防接種健康被害調査委員会設置条例につきましては、第3条第1項中「6人」を「5人」に改め、同条第2項中「又は任命」を削り、同項第5号を削るものでございます。第3号議案 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたこと及び副町長を置かないことに関連し、幹事会、専門部会の内部組織については、別に定めることとしたため、基山町老人保健福祉計画策定委員会設置条例を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第4号議案 基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、民法及び地方自治法が改正されたため、基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正でございます。

提案理由といたしましては、人事院の勤務時間の改定に関する勧告にかんがみ、職員の勤務時間等の改正を行うこと、及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されることに伴い、特別休暇の改定を行う必要が生じたため、御提案をいたしております。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございま

す。

提案理由といたしましては、基山町要保護児童対策地域協議会を設置するのに伴い、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要が生じたため、提案いたしております。

内容につきましては、別表、次世代育成支援行動計画策定推進協議会委員の項の次に、 「要保護児童対策地域協議会委員」を加えるものでございます。

第7号議案は、これは議会提案でございます。

第8号議案 基山町汚水処理施設管理条例の一部改正でございます。

提案理由といたしましては、本桜汚水処理施設の移管に伴い、基山町汚水処理施設管理条 例を改正する必要が生じたためでございます。

第9号議案 基山町立図書館設置及び管理条例の一部改正でございます。

提案理由といたしましては、筑後川クロスロード協議会の図書館の広域利用を推進するため、基山町立図書館設置及び管理条例を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

第10号議案 基山町固定資産評価員の選任についてでございます。

基山町大字小倉595番地、平野勉氏を固定資産評価員に選任いたしたいので、提案しております。

平野勉氏は、次のページに履歴を上げておりますように、昭和51年4月に基山町役場に奉職し、昭和51年7月から59年7月、税務課在職、平成11年4月、住民課長、平成13年4月、建設課長、平成17年4月、下水道課長、平成18年4月、生活環境課長、平成20年4月、まちづくり推進課長として現在に至っております。

固定資産評価員として適任と考え、提案いたしております。議会の同意をよろしくお願い いたします。

第11号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてでございます。

基山町大字宮浦341番地の6、品川闊文氏を教育委員会教育委員として任命いたしたいので、提案をいたしております。

品川闊文氏は、次のページに履歴を掲げておりますように、昭和44年3月、佐賀大学教育 学部卒業後、昭和44年4月、県立佐賀商業高等学校教諭、昭和50年4月、県教育委員会体育 保健課社会教育主事、昭和55年4月、佐賀県立盲学校教諭、平成8年4月、県立佐賀東高等 学校教諭、平成19年3月、同校定年退職、平成19年4月、佐賀県立盲学校再任教諭として現在に至っております。

教育委員会教育委員として適任であると考え、提案いたしております。議会の御同意をよるしくお願いいたします。

第12号議案、町有財産の無償譲渡についてでございます。

この土地の所在は、園部2950番地の40で、面積322平方メートルです。位置については、 資料14ページを御参照ください。

譲渡の相手方は、みやき町大字簑原5733、株式会社東洋空機製作所です。

この土地は、平成18年11月に進出した株式会社東洋空機製作所の東側の法面部分で、企業 進出の際の条件として、基山グリーンパークが完売した後に無償譲渡するようになっていま したので、提案いたしております。

議会の議決をよろしくお願いいたします。

第13号議案 町道の路線の廃止についてでございます。

桜町・伊勢山線、城戸1号線、千夫・長野線、年の森・日渡線、白坂1号線、日渡線、関 屋2号線、上野線、上野中央線の9路線の廃止をお願いいたしております。

第14号議案 町道の路線の認定についてでございます。

桜町・伊勢山線、城戸1号線、千夫・長野線、年の森・日渡線、白坂1号線、日渡線、関 屋2号線、上野線、上野中央線の9路線の認定をお願いいたしております。

第13号議案、第14号議案については、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第5号)でございます。

これにつきましては、現計予算6,679,446千円に、今回、77,830千円を減額いたしまして、 歳入歳出の予算総額6,601,616千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第16号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

これにつきましては、現計予算1,696,712千円に3,795千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額1,692,917千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第17号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算(第3号)でございます。

これにつきましては、現計予算187,291千円に1,599千円を増額いたしまして、歳入歳出の

予算総額188,890千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第18号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)でございます。これにつきましては、現計予算169,090千円に、今回、1,696千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額167,394千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第19号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算(第3号)でございます。

これにつきましては、現計予算681,258千円に、今回、734千円を増額いたしまして、歳入 歳出の予算総額681,992千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第20号議案 平成21年度基山町一般会計予算、第21号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計予算、第22号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計予算、第23号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、第24号議案 平成21年度基山町下水道特別会計予算につきましては、お手元に差し上げております基山町各会計予算編成方針にお目通しをいただきまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ここで平成21年度施政運営方針について説明を申し上げます。

平成21年第1回定例町議会に当たりまして、提案いたしております平成21年度当初予算を 初め、今後の町政運営について所信の一端を申し上げます。

我が国の経済は、世界的な景気後退が続く中で、外需面に加え、国内需要も停滞し、厳しい状況に直面しております。また、製造業を中心に雇用情勢が急激に悪化しており、こうした景気の低迷は、地域の経済や私たちの生活への影響もその深刻さの度合いを増してきております。

このような中、平成21年度の国の予算は、これまでの財政規律を維持する経済財政運営と 構造改革に関する基本方針2006等に基づく改革を継続しつつも、国民生活と日本経済を守る ための施策を実行する生活防衛のための大胆な実行予算として編成されております。

地方財政につきましては、景気の後退に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となります 国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移する こと等による深刻な財源不足に直面しております。 また、数次の景気対策による公共事業の増加や減債の実施等により借入金残高が累積して おり、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、構造的に極めて厳し い状況にあります。そのため、これからは定員の削減、給与構造改革等による給与関係の抑 制や地方単独行政の抑制を図ることも余儀なくされてきております。

一方では、これら極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえ、国も 雇用創出などに適切に対応するため、一時的ではありましょうが、地方交付税が増額されて おります。

ところで、基山町においては、平成21年は、昭和14年1月の町制施行から70年を迎える記念の年に当たります。この間、多くの先達の御努力により、佐賀県の東の玄関口として立派なまちづくりがなされました。私たちはこれからも引き継がれてきたとうとい歴史と伝統、文化を大切にしながら、次の世代に確実に継承していかなければならないと思っております。それには、いま一度ここでこれからの基山町をどういう町にするかを考える必要があります。私の思うところは、これまで培われた活力と社会資本、それと自然環境とのバランスをとることです。つまり、これからは開発、都市化は部分的に考え、できるだけ山林、田畑、きれいな河川を残し、そこに心のこもった細やかな行政サービス、すなわち福祉、教育、安全などの付加価値をつけた快適住空間をつくり出すことです。そんなことで今後予測される財政難、都市間競争の中で生き残っていけるのかという疑問もおありでしょうが、私はむしろそうすることによって基山町らしさ、基山町ブランドとして他との区別化を図ることができ、少し回り道になるかもしれませんが、最終的に末永く生き残れるのではないかと考えております。

さらに、それを実現するには、これまで以上の思い切った行財政改革、住民協働、その上に立った行政サービスが必要であり、今後はそういうことを考えて努力してまいりたいと思っております。

続きまして、今年度の予算、主な施策について説明をいたします。

本町の平成21年度予算につきましては、現下の厳しい財政状況を十分に踏まえ、予算編成の基本であります「入るをはかりて出るを制す」の精神に立ち、基山町行政改革実施計画書で示された財政健全化に向けた内容を引き続き考慮し、予算編成を行ったところです。

結果といたしましては、一般会計におきまして、基山小学校の改築工事が一段落したことにより、平成20年度の当初予算対比で1,163,535千円、18.81%減の5,021,727千円の予算を

計上しております。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計1,561,820千円、老人保健特別会計12,735千円、後期高齢者医療特別会計178,920千円、下水道特別会計718,160千円の予算を計上しております。一般会計と特別会計の合計では7,493,362千円、平成20年度の当初予算対比で1,351,975千円、15.28%減の予算を計上しております。

平成21年度における主な事業のうち、新規に取り組むものといたしましては、総務関係では洪水ハザードマップの作成事業、金丸地区の防火水槽新設事業、町制施行70周年記念事業、厚生福祉関係では、福祉タクシー料金助成の心身障害者への対象拡大、妊婦乳幼児健康診査の助成対象回数を5回から14回への拡大、肺炎球菌予防接種事業の新設、次世代育成行動計画策定事業、建設関係では白坂久保田2号線及び桜町・神の浦線測量設計、塚原1号線、桜町・伊勢山線及び年の森・日渡線道路改良工事のまちづくり交付金事業、町営住宅火災警報器設置工事、教育関係では、若基小学校特別教室改修工事、基山中体育館改修事業、各学校へのAED(自動体外式除細動器)設置、基肄城跡水門石垣保存事業、町民会館指定管理費、体育施設指定管理費等があります。

主な継続事業といたしましては、介護保険事業、障害者自立支援事業、塵芥処理事業、広域ごみ処理施設運営事業(負担金)、し尿処理事業(負担金)、総合公園整備事業、基山小学校改築事業等を実施いたします。基山小学校改築工事につきましては、昨年度の1,580,000千円から197,000千円へと減額になっております。

国民健康保険特別会計では、保険給付費が73,000千円、後期高齢者支援金が16,000千円増加しましたが、老人医療費拠出金が82,000千円減額となり、会計全体で約7,000千円の増額となりました。

老人保健特別会計については、後期高齢者医療制度がスタートしたため、会計全体の予算 総額が12,000千円と大幅に縮小しております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金が約6,000千円増加しております。

下水道特別会計では、高島団地等を対象とした公共下水道工事費として約460,000千円計上し、会計全体で94,000千円の増額を計上いたしております。

次に、町政の運営について申し上げます。

1月4日に消防団の出初め式にあわせて、70周年の年明け宣言を行いました。ことしいっぱいは、5月に予定しております記念式典のほかにもさまざまなイベントを記念事業として

開催し、盛会に町制施行70周年を祝いたいと思っております。

次に、副町長を置かない行政執行について所信を述べさせていただきます。

この件につきましては、昨年の第4回定例議会でも質問があり、私の考えを述べさせていただきましたが、今回、議案として副町長を置かない特例条例を提出いたしました。私自身、副町長を置いていない他町の実情を見てまいりました。実感といたしまして、本町でも副町長を置かない行政執行は可能だと確証しております。副町長を置かないねらいとしましては、厳しい財政状況、政策決定プロセスの変更、徹底した情報の共有、さらに、管理職を初め、全職員が経営感覚を持ち、町民の皆様の立場に立った行政の執行、役場内協働の推進及び職員の行政能力の向上等であり、行財政改革の一環として大きく寄与するものと思っております。

次に、協働のまちづくりについてであります。

第4次総合計画におきまして、まちづくりの基本理念として「みんなが進める協働のまちづくり」を掲げております。平成19年度から町民の皆さんを交えて、協働のまちづくりについて議論を重ねてまいりました。この中で、協働のまちづくりを進めるには、その基本的事項を定める条例の制定が必要であるということになりましたので、平成20年度は条例案について町民の皆さんを交えて議論したところでございます。今年度協働のまちづくりを進めるための条例を議案として提出する予定であります。

次に、基山小学校改築工事についてであります。

平成19年度に着工いたしました基山小学校改築工事も今年度が最終年度となり、今年度は外構工事を含む屋外運動場整備工事、屋外トイレ、屋外倉庫の新築工事及び植栽工事を予定しております。限られた厳しい財政状況の中ではありますが、教育委員会と一体となり、子供たちが将来に向かって希望に満ちて学習に励むことができるよう細部にわたり配慮いたしました。校舎は、太陽光発電設備や、天井からの採光利用など環境に考慮し、グラウンド整備においても一部芝生化や雨水の再利用などを行っており、必ずや子供たちの環境教育の向上に役立つものと確信いたしております。

次に、学童保育の充実についてであります。

児童の情緒安定や事故防止の観点から、1つのクラブの登録児童数が70人を超える場合に 分割するなどして適正な人数規模にする、大規模クラブ分割が平成22年度から始まるのに対 応するため、ひまわり教室(基山小学校区)を地域活性化・生活対策臨時交付金事業を活用 し、新設された基山小学校敷地内に新たに学童保育施設を建設いたします。

また、コスモス教室(若基小学校校区)につきましても、まちづくり交付金事業を活用し、 若基小学校の空き教室であります、図工準備室と給食室を改修し、学童保育施設として利用 してまいります。

次に、保健衛生についてであります。

新型インフルエンザ対策につきましては、佐賀県が1月に対応行動計画を策定し、その中に町の役割が求められておりますので、職員による基山町新型インフルエンザ対応行動計画策定ワーキングチームを設置いたしました。9月までに県の計画を参考にして、想定される状況において、職員が迅速かつ的確な対応ができるよう行動計画を策定する予定であります。新型インフルエンザには、細心の注意と対策を講じてまいります。

次に、肺炎球菌ワクチン公費助成についてであります。

現在、高齢者で肺炎による死亡率は、がん、心臓病、脳卒中に次いで高く、ペニシリンなどの抗生物質に対する耐性菌がふえているため、治療が困難になってきています。肺炎球菌ワクチンは、1回の接種で肺炎球菌による感染症の80%を予防できると言われていますので、ことしから75歳以上の方に3千円助成するようにいたしました。助成予定は初年度であり200人程度を想定いたしております。

次に、道路改良についてであります。

神の浦ため池を埋め立て、有効利用するために、まちづくり交付金事業を活用し、桜町・神の浦線の測量設計業務委託料を計上いたしておりますので、埋め立て後の活用につきましては、今後十分検討してまいりたいと思います。

次に、下水道事業についてであります。

ことしの工事区域は、南高島団地地区を予定しております。工事方法は、上水道工事とあ わせて施工し、消火栓につきましても5基設置するようにいたしております。

次に、緊急雇用対策についてであります。

雇用対策については、「住みよい環境整備事業」、「特別支援教育事業」、「協働のまちづくり推進事業」に、「ふるさと雇用再生特別交付金」と「緊急雇用創出事業交付金」を活用し、雇用の促進を図ります。その他、今後、状況を見ながら、臨時職員等の募集を行ってまいります。

以上、新年度における主な施策でございます。行財政運営に当たりましては、議会を初め、

町民の皆様の御協力をいただきながら、町民一人一人が元気で明るい生活を楽しめるような まちづくりを行ってまいります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。 次に、報告事項でございます。

報告第1号 基山町災害時要援護者避難支援計画でございます。これは担当課長より報告 をいたします。

報告第2号 基山町土地開発公社の業務関係でございます。これも担当課長より報告をいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長(酒井恵明君)

以上で町長の提案理由の説明並びに平成21年度の施策方針、運営方針等の説明がございま した。

次に、ここで第7号議案に対する趣旨説明を求めます。平田通男議員。

12番(平田通男君)(登壇)

12番議員の平田通男でございます。この案件につきましては、地方自治法第112条の規定により提出するものでございます。

第7号議案の趣旨説明を申し上げます。

今回、議会運営委員会及び全員協議会で慎重に調査、協議をいたしました結果、町の執行機関の委員に町議会議員は就任しないという結論に達しましたので、今回、基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を改正する必要があるためでございます。

なお、議案提出につきましては、地方自治法第112条第2項の規定により、議員定数の12分の1以上の賛成者を必要としますので、原三夫議員、大山軍太議員の賛同を得ております。

議員各位におかれましては、改正の趣旨を御理解いただきますようお願いいたしまして、 趣旨説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

ここで10時55分まで休憩いたします。

- ~午前10時43分 休憩~
- ~午前10時54分 再開~

議長(酒井恵明君)

会議を再開いたします。

町長の提案理由の説明が終わりましたので、ここで補足説明を求めます。

第3号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)

それでは、第3号議案 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定について補足説明をさせていただきます。

今回につきましては、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたこと、 それから、副町長を置かないことに関連いたしまして、幹事会、専門部会の内部組織につき ましては、別に定めるということで、全部改正をお願いいたしております。

補正予算関係資料の新旧対照表によりまして説明をさせていただきたいと思いますので、 第1ページをお開き願いたいと思います。

第1ページでございますが、まず第1条でございます。

第1条につきましては、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正をされまして、老人保健法第46条の18で規定されていました市町村老人保健計画が廃止をされました。 その関係で改正をお願いいたしております。

第2条につきましては、高齢者等の定義づけ及び計画策定内容の整備ということで改正を お願いいたしております。

第3条の第2項につきましては、まず、第3条につきましては、委員の11名は変更いたしておりません。

第3条の第2項につきまして、委員構成の変更をお願いいたしております。

まず、第1号につきましては、「町民」を追加いたしまして、町民及び各種団体の代表者を6名、それから、第2号につきましては、福祉関係及び医療関係機関の代表者4名を3名に、福祉関係行政機関の代表者を2名から1名に改めさせていただいております。

第3項につきましては、委員の任期を「2年」から「所掌事務が完了するときまで」ということに改正をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。

次のページの改正前の第6条幹事会、第7条専門部会につきましては、内部関係の組織という関係で、削っております。

第8条及び第9条を繰り上げまして、改正後には第6条、第7条という形で改正をお願いいたしております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(酒井恵明君)

次に、第4号議案に対する補足説明を求めます。総務課長。

総務課長(大石 実君)

それでは、第4号議案 基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 についての補足説明をさせていただきます。

提案理由で町長が言いましたように、法律の施行に伴いまして、地方自治法第260条の2が改正されております。認可地縁団体について準用する民法の法人に関する規定が削除されることに伴いまして、準用規定であった地方自治法第260条の2第15項が改められております。それに基づいて、同法第260条の3以下に直接書き下すなどの改正が行われておりますので、今回提案をしておるところでございます。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表があると思いますけれども、これ、改正前、民法第何条とありましたものが削除されまして、それに伴う地方自治法の対応する条項がなっております。

第2条の第2号が、改正後は「法第260条の9の規定による仮代表者」、第3号が「法第260条の10の規定による特別代理人」、第4号が「法第260条の24又は法第260条の25の規定による清算人」ということに変わっております。

それと、第6条が、「事務所」から「主たる事務所」ということになっておりますけれど も、この件につきましては、地方自治法の第260条の2の第3項第4号が事務所から主たる 事務所に変わった関係で、こういうふうに改正になっております。

議員各位には御審議のほど御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、第13号議案と第14号議案は関連しておりますので。 その前に、第5号議案に対する補足説明を求めます。総務課長。

総務課長(大石 実君)

それでは、第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

提案理由で町長が言いましたように、人事院勧告に基づくものでございます。

まず、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますけれども、人事院勧告によりまして、週40時間が週38時間45分に、それと、1日の労働時間が8時間から7時間45分に改正になった関係上の改正でございます。

まず、第1条の中が、「40時間」とあるところを「38時間45分」、第2条第1項中ですね。 それと、同条の第3項中、「16時間」を「15時間30分」、「32時間」を「31時間」に改めるものでございます。

それと、第3条第2項中の「8時間」を「7時間45分」に改め、それと、第7条休息時間ですけれども、これを廃止して第7条を削除するということです。

それと、第24条第2項中に関しましては、これは平成21年5月21日から裁判員制度が始まることに関しまして、特別休暇の改正が必要になったためでございます。「証人」の前に「裁判員、」ということを加えて、「裁判員、証人」に改めるものでございます。

それから、第2条の基山町職員の育児休業等に関する条例でございますけれども、これが第11条第1号中に「20時間、24時間又は25時間」という勤務体系といいますか、そういうのがありました。これにつきましては、勤務体系がもともとは4時間、5時間、3日、2日半というのがございました。その中におきまして、今回、1日が7時間45分になった関係上、「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」と改めるようになっております。

これにつきましては、先ほど言いました 4 時間の分が19時間35分、 5 時間の分が24時間35分、 3 日の分が23時間15分、 2 日半の分が19時間25分になります。

それと、次1ページ開いていただきますと、第3条基山町職員の給与に関する条例の第16条第2項中が「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。議員各位には御審議のほど御可決いただきま すようよろしくお願いいたします。

以上終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、第13号議案 町道の路線の廃止についてと、第14号議案 町道の路線の認定について、関連ありますので、一緒に補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)

第13号議案と第14号議案について、あわせて補足説明をいたします。

資料の15ページから24ページまでに位置図をつけています。

今回の町道の路線の廃止と認定は、いずれも旧路線でございます。国道3号改良工事の完 了に伴い、起点、終点を変更するものでございます。

桜町・伊勢山線は延長が7.4メートル短くなります。

城戸1号線は延長が27.3メートル短くなります。

千夫・永野線は延長が17.6メートル短くなります。

年の森・日渡線は延長が16.5メートル短くなります。

白坂1号線は延長が13.6メートル短くなります。

日渡線は、延長は変わらず終点地番の変更でございます。

関屋2号線は延長が15.1メートル短くなります。

上野線は延長が10.8メートル短くなります。

上野中央線は延長が7.9メートル短くなります。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

次に、議案第15号の補足説明を求めます。大石総務課長。

総務課長(大石 実君)

それでは、第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算(第5号)の補足説明をさせていただきます。

まず、26ページをお開きいただきたいと思います。

第2表でございますけれども、繰越明許費としまして、第2款.総務費、第1項.総務管理費、定額給付金給付事業の事務費としまして、13,386千円の計上をお願いしております。

3款.民生費、児童福祉費につきまして、子育て応援特別手当交付金事業、これも事務費でございますけれども、683千円の計上をお願いしております。

続きまして、第3表 債務負担行為補正の追加でございます。

平成20年度自然保護用地借上料、これにつきましては、不法投棄防止のためでございますけれども、平成21年度から平成30年度までの10年間で、限度額として2,354千円の計上をお願いしております

それから、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合焼却場建設事業債負担金、平成19年度起債分でございますけれども、平成21年度から平成34年度まで14年間ということで、限度額488,471

千円の計上をお願いしておるところでございます。

続きまして、事項別明細書によって補足説明をしたいと思いますので、よろしくお願いい たします。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、3ページでございますけれども、11款2項1目.民生費負担金、保育料現年度分ということで、これは入所人員増による追加で、2,439千円の追加をお願いしております。 続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

12款1項5目.教育使用料でございますけれども、町民会館使用料で433千円の追加をお願いしております。これは利用者の増ということでございます。

それから、3節の保健体育使用料の総合体育館トレーニング室使用料で515千円の更正を お願いしております。これは利用者の減ということでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、13款2項1目1節の社会福祉費補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で 1,805千円の追加をお願いしております。これは後期高齢者のシステム改修についてでござ います。

それから、2節.児童福祉費補助金についてでございます。子育て応援特別手当事務取扱 交付金といたしまして、691千円の追加をお願いしております。これは新たなものでござい ます。

それから、4目.教育費国庫補助金、4節の文化財保護費補助金についてでございますけれども、基肄城跡・史跡等買上げ補助金で37,360千円の更正をお願いしております。これは、 買収予定地の買収ができなかったためによるものでございます。

それから、8目.総務費国庫補助金の1節.総務費補助金でございますけれども、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金としまして、5,000千円の追加をお願いしております。これは新たなもので、交付額の決定ということでをお願いしております。

それから、定額給付金給付事務費補助金として13,410千円の追加をお願いしております。 これも新たなものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

14款1項1目2節の社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金で5,188千円の追加をお願いしております。これは軽減対象者の増ということでございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

14款2項の3目.衛生費県補助金の2節の環境衛生費補助金でございますけれども、浄化槽設置整備事業補助金が1,574千円の更正をお願いしております。これは、浄化槽の基数の減、予定よりも減ったということでございます。

それから、4目.農林水産業費県補助金の魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金で 872千円の更正をお願いしております。これはイチゴハウス事業の額が確定しましたので、 今回更正をお願いしております。これは2件分でございます。

それから、6目.教育費県補助金でございますけれども、基肄城跡・史跡等買上げ補助金で3,269千円の更正をお願いしております。これも、先ほど言いましたように買収ができなかったためでございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

17款1項2目.財政調整基金繰入金で今回24,000千円の更正をお願いしております。

それから、公共施設整備基金繰入金として67,000千円の更正をお願いしております。

15ページをお開きいただきたいと思います。

19款4項2目.教育費受託事業収入でございますけれども、古寺遺跡発掘調査受託事業が912千円の更正をお願いしております。これは調査日数の減によるものでございます。

それから、4目の民生費受託事業収入でございますけれども、広域入所保育受託事業で715千円の追加をお願いしておりますけれども、これは入所人員の増によるものでございます。

それから、16ページをお開きいただきたいと思います。

19款5項3目の雑入でございますけれども、会館主催事業入場料として1,242千円の更正をお願いしております。見込み入場者数より少なかったということでございます。

それから、新市町村振興宝くじ収益金交付金として19,127千円の追加をお願いしております。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目2節の給料ですけれども、これは3,088千円の更正をお願いしております。これは11月からの副町長不在に関するものでございます。

その下、3節、4節についても、副町長に関連して更正がなされております。

それから、19節の負担金補助及び交付金で、退職手当特別負担金で14,530千円の追加をお

願いしております。これは退職者2人に対するものでございます。

それから、20ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項6目の企画費でございます。

それの3節.職員手当等で、時間外勤務手当で3,694千円の追加をお願いしております。 これは定額給付金等に関係するものでございます。

それから、7節の賃金、臨時雇賃金1.159千円も同じく定額給付金関係でございます。

それから、12節. 役務費、口座振込手数料、それから、13節の定額給付金システム改修委託料、定額給付金関係通知書発送委託料、データ入力業務人材派遣委託料、それぞれの追加につきましても定額給付金に関係するものでございます。

それから、26ページをお開きいただきたいと思います。

26ページ3款1項2目の老人福祉費の13節.委託料でございますけれども、生活機能評価事業委託料として1,617千円の更正をお願いしております。これは入札減によるものでございます。

それから、後期高齢者医療制度システム改修委託料としまして、1,806千円の追加をお願いしております。

続きまして、27ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項2目の19節.負担金補助及び交付金でございますけれども、鳥栖地区広域市町村 圏組合負担金、額の確定によるものでございますけれども、10,012千円の更正をお願いして おります。

それから、後期高齢者医療療養給付費負担金の、これにつきましても、額の確定で16,092 千円の更正をお願いしております。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目12節.役務費でございますけれども、口座振込手数料、これは子育て応援特別手当関係のもので、77千円の追加をお願いしております。

その下の13節.委託料の申請書等発送委託料、データ入力業務人材派遣委託料につきましても、子育で応援特別手当関係のものでございます。

続きまして、29ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項2目.保育所費の7節.賃金でございますけれども、今回、臨時雇賃金として 2.094千円の追加をお願いしております。これは主なものとして育児休暇、産休等に伴うも のでございます。

それから、11節の需用費、賄材料費でございますけれども、1,063千円の更正をお願いしております。これは給食の材料代の減ということでございます。

それから、30ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項2目.予防費、13節の委託料についてでございますけれども、各種予防接種委託料として306千円の追加をお願いしております。これは高齢者インフルエンザ接種者の増によるものでございます。

それから、3目.環境衛生費、19節の負担金補助及び交付金についてでございますけれど も、浄化槽設置整備事業補助金で4,722千円の更正をお願いしております。これは、歳入の 点でも言いましたように、浄化槽基数の減によるものでございます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

4款2項3目のし尿処理費でございますけれども、三神地区環境事務組合負担金が5,699 千円の更正をお願いしております。これは運営負担金の確定に伴うものでございます。

それから、し尿処理陸送負担金としまして、1,273千円の更正をお願いしております。これは、収集量の減に伴うものでございます。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項3目.農業振興費の19節でございますけれども、魅力あるさが園芸農業確立対策 事業補助金を1,046千円の更正をお願いしております。これは歳入のほうでも述べましたよ うに、イチゴハウスの事業の確定によるものでございます。 2 件分でございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

6款2項2目の林業振興費、15節の工事請負費で林道維持補修工事の1,146千円の更正をお願いしております。これは入札減で、一の坂林道の排水路の改修に伴う入札減でございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

8款2項2目.道路新設改良費、13節の委託料でございますけれども、町道改良工事に伴うCBR試験業務委託料として897千円の更正をお願いしております。これは額の確定によるものでございます。

それから、15節の工事請負費でございますけれども、全額で7,090千円の更正をお願いしております。これにつきましては、入札減によるものでございまして、大城1号線道路改良

工事が2,000千円の更正、野口・立野線道路改良工事が5,090千円の更正になっております。 39ページをお開きいただきたいと思います。

8 款 5 項 1 目11節の需用費でございますけれども、修繕料として525千円の追加をお願い しております。これは外壁、床等の修繕でございます。

それから、役務費として、その他手数料として407千円の追加をお願いしております。これはアスベスト等の調査の手数料でございます。

それから、42ページをお開きいただきたいと思います。

10款2項4目. 若基小教育振興費でございます。

その18節. 備品購入費についてでございますけれども、教材備品で5,615千円の更正をお願いしております。これはパソコンの入札減によるものでございます。

それから、5目の基山小改築費でございますけれども、18節の備品購入費で、校用備品で 5,000千円の更正をお願いしております。これは入札減によるものでございます。

それから、44ページをお開きいただきたいと思います。

10款4項3目.文化財保護費の7節.賃金でございますけれども、668千円の更正をお願いしております。これは、歳入でも言った古寺遺跡の調査日数の減によるものでございます。

それから、13節.委託料としまして基肄城跡建物等調査業務委託料の1,764千円の更正を お願いしております。これは用地交渉ができなかったということに関してでございます。

その下の17節.公有財産購入費で10,151千円の更正をお願いしておりますけれども、これも予定の買収ができなかったためということでございます。主なものとしては、そういうものでございます。

45ページをお開きいただきたいと思います。

22節の補償補填及び賠償金でございますけれども、基肄城跡保存整備事業に伴う補償費で 35,773千円の更正をお願いしております。これも用地交渉不成立に伴うものでございます。

46ページをお開きいただきたいと思います。

10款5項2目.体育施設費、11節の需用費、修繕料でございますけれども、1,535千円の追加をお願いしております。これにつきましては、トレーニング機器、電光掲示板等の修繕でございます。

それから、47ページをお開きいただきたいと思います。

予備費として26,727千円の追加をお願いしております。これで財源調整等を図っておりま

す。議員各位には審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

次に、第16号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)

それでは、私のほうから第16号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)の補足説明をさせていただきます。

今回、3,795千円の更正をお願いいたしておりまして、国保の予算総額は1,692,917千円となる見込みでございます。

それでは、事項別明細書のほうで補足説明をさせていただきたいと思いますので、3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金でございますが、療養給付費等の見込額の増ということで、 13,678千円の追加をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。

国庫補助金でございますが、2目の高齢者医療制度円滑導入事業補助金、これは今回、新たに計上をお願いいたしております。

額として45千円でございますが、70歳から74歳につきましては基本的には2割負担ということでございますが、現在、1割負担ということで据え置きになっております。これが来年も1割負担で据え置かれるということでございますので、それに対しまして、高齢受給者証の再交付が必要になってまいります。その郵便代を国庫のほうから負担するということで、全額45千円を計上をお願いいたしております。

それから、次のページでございます。

療養給付費等交付金でございます。これは支払基金からの額の確定でございますが、退職 医療者の減によりまして31,377千円の更正をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。

県支出金の財政調整交付金でございます。この二種交付金につきましては、特別な事情と申しますか、一種交付金で定期的に見られないものの追加でございますが、医療費適正化事業につきましては、一般療養費給付金から退職医療給付金への振りかえ事務、このシステム

のソフト代ということで交付がなされておりますので、追加をお願いいたしております。

それから、保健事業につきましては、主なものといたしまして、保健指導、栄養士分の嘱託分、これにつきましても補助の対象になるということでございまして、今回追加をお願いいたしております。

それから、次のページ、7ページでございます。

一般会計からの繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等、額の確定に伴いまして、 それぞれ追加、更正をお願いいたしております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の8ページでございます。

1款.総務費でございますが、3目の医療費適正化特別対策事業費、これにつきまして、 歳入でも御説明申し上げましたが、庁用備品といたしまして、一般から退職の振りかえ事務 ソフト代ということで、今回追加をお願いいたしております。

それから、10ページをお願いいたします。

保険給付費でございます。

一般被保険者療養給付費につきましては伸びておりまして、41,525千円の追加をお願いいたしております。

退職被保険者等療養給付費につきましては、逆に見込みが少なくなっておりますので、今回30,373千円の更正をお願いいたしております。

次のページの高額療養費につきましても同じような結果で、一般被保険者高額療養費につきましては追加、退職被保険者等高額療養費につきましては更正をお願いいたしております。 それから、13ページをお願いいたします。

7款の共同事業拠出金でございます。高額医療費拠出金、それから、保険財政共同安定化 事業拠出金、それぞれ19節でございますが、額の確定に伴いまして更正をお願いいたしてお ります。

それから、次のページでございます。

8款の保健事業費でございます。

特定健診につきましては、集団健診はもう終わりまして、その委託料関係のほぼ確定によりましての更正でございます。

なお、個別健診につきましては、まだ何名かの方を見込んでおるところでございます。

16ページでございます。

予備費でございますが、今回9,377千円の追加をお願いいたしております。

国民健康保険につきましての補足説明は以上でございます。

議長(酒井恵明君)

次に、第17号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)

それでは、引き続きまして、第17号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計歳入歳出補 正予算(第3号)につきまして補足説明をさせていただきます。

今回、補正額につきましては1,599千円、総額で188,890千円でございます。

3ページをお願いいたします。

6款.諸収入の雑入でございますが、診療報酬返還金が出てきておりますので、国保連合会からの雑入といたしまして受け入れを行っております。1,599千円でございます。

次は歳出でございますが、これにつきましては、繰り出しで一般会計のほうへ戻すという 形をとらせていただいております。

老人保健特別会計につきましての補足説明は以上でございます。

議長(酒井恵明君)

次に、第18号議案に対する補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(岩坂唯宜君)

続きまして、第18号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算 (第3号)の補足説明をさせていただきます。

補正額1,696千円の更正をお願いいたしております。予算総額につきましては、167,394千円でございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

制度的に年金天引きが選択できるということになりまして、特別徴収のほうが更正になっておりますのと、保険額の改正に伴いますと、特別徴収が普通徴収に変わるということがございまして、特別徴収につきましては更正をお願いいたしております。普通徴収につきましては、追加という形で今回お願いいたしております。

それから、5ページをお願いいたします。

受託事業でございます。

県の広域連合のほうから受託を受けております後期高齢者の健康診査が終了いたしましたので、額の確定という形で、今回620千円の更正をお願いいたしております。

それから、6ページでございます。

一般会計繰入金でございます。

広域連合に出します事務費関係、確定いたしましたので、更正をお願いいたしております。 それから、保険基盤安定軽減でございますが、軽減の額も確定いたしましたので、更正を お願いいたしております。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、8ページからでございます。

歳出の10ページをお願いいたします。

歳入のほうでも御説明いたしましたが、2款.後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、額の確定に伴いまして、納付金につきましては1,512千円の更正をお願いいたしております。

保険料につきましては、歳入のほうでも結果的に追加をお願いしておりますが、それを広 域連合のほうに納付いたしますので、515千円の追加をお願いいたしております。

11ページでございます。

これにつきましても、歳入でも御説明を申し上げましたが、健診の終了という形で、今回 620千円の更正をお願いいたしております。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、補足説明を終わらせていただきます。3つの特別会計につきましても、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。 議長(酒井恵明君)

次に、第19号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算(第3号)補足説明を求めます。平野まちづくり課長。

まちづくり推進課長(平野 勉君)

第19号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算(第3号)について補足説明をいたします。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書をお願いします。

3ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1款1項1目.汚水処理施設分担金の追加は、本桜汚水処理施設移管に伴う分担金で、主に後年度修繕費相当額の追加でございます。

4ページをお願いいたします。

2款1項2目.汚水処理施設使用料の更正は、使用料賦課収納実績による更正でございます。

5ページをお願いいたします。

2款2項1目.公共下水道手数料の追加は、指定工事店と責任技術者の新規登録や更新登録及び指定変更に伴う事務手数料でございます。

6ページをお願いいたします。

6款1項1目.公共下水道基金繰入金の更正は、基金から繰り入れる人件費相当分の更正によるものでございます。

また、6款1項2目.汚水処理施設基金繰入金の追加は、歳入歳出の差し引きによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

6款2項1目.公共下水道一般会計繰入金の追加は、公共下水道事業分の歳入歳出の差し引きによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

8款3項1目.公共下水道雑入の追加は、精算による宝満川上流流域下水道負担金過年度 返還金でございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

2款1項1目.公共下水道事業費でございます。

8節報償費の更正は、受益者負担金一括納付報奨金の実績による更正でございます。

12節役務費の追加は、けやき台処理場と基山ニュータウン処理場のアスベスト調査業務手数料でございます。

19節.負担金補助及び交付金の更正は、宝満川上流流域下水道事業の事業費確定による更正でございます。

22節.補償補填及び賠償金の更正は、下水道工事に伴う水道管移設工事の減によるものでございます。

25節.積立金の追加は、高島団地簡易水道組合報奨金相当額とまちづくり交付金充当分による追加でございます。

10ページをお願いします。

2款2項1目.汚水処理施設事業費でございます。

25節の積立金の追加は、主に本桜汚水処理施設移管に伴う分担金の追加によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

次に、報告第1号 基山町災害時要援護者避難支援計画についての補足説明を求めます。 総務課長。

総務課長(大石 実君)(登壇)

それでは、報告第1号 基山町災害時要援護者避難支援計画の報告を行います。

これにつきましては、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づきまして、基山 町災害時要援護者避難支援計画を策定しましたので、報告いたします。

まず、1ページをお開きいただいて、概略端折って説明させていただきますので、後はお 目通しをいただきたいと思っております。

まず、1の基本的な考え方でございますけれども、各地域において、高齢者や障害者など 災害時の避難に当たって支援が必要となる人を特定しまして、その一人一人について、災害 時に、だれが支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援計画」を策定して いく必要があります。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ等を作成するなど、日ごろから障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅障害者の状況把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する必要があると思っております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

災害時要援護者の状況ということで、平成20年3月31日現在の見込みで下にお示しをしているところでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

避難支援計画の対象者の考え方(範囲)ということでお示しをしております。

は高齢者ということで、そこに書いてあるように、ひとり暮らしの高齢者から認知症高 齢者によるもの。

それから、 で身体障害者というのはどういう方かということで、視覚障害者から内部障害者ということでお示しをしております。

それから、4ページをお開きいただきたいと思います。

で知的障害者の特徴等を書いております。

それから、4番目が精神障害者、5番目が自閉症者、6番目が難病患者・人工透析患者、 7番目が乳幼児、8番目が日本語に不慣れな外国人ということでお示しをしております。

それから、5ページに入りますけれども、要援護者情報の収集・共有の方法ということで お示しをしております。

下に1番から6番が情報の収集方法といいますか、どういうふうにして把握をするという ことを記載しております。

それから、関係機関共有方式としまして、関係部局の共有に努力することということでしております。

それから、手上げ方式として、避難支援計画の対象者の範囲である方の、避難支援者等に 個人情報を開示することを同意する人が町長に申請をするということでございます。手上げ 方式。

それから、同意方式は、要援護者本人または家族から、同意があるということに関しての 同意をとるということでございます。

それから、6ページをお開きいただきたいと思います。

4番の避難支援体制でございます。

これは下に書いてあるとおり、避難支援体制をこういうぐあいで行っていきたいと思って おります。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

5番の避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法ということで、 として情報伝達ルート、 として情報伝達手段、それから、情報伝達責任者の明確化ということでお示しをしております。

それから、8ページをお開きいただきたいと思います。

ここに、図として情報伝達フロー図でお示しをしているところでございます。

続きまして、6番目としては、避難誘導の手段・経路等についてお示しをしております。

それから、7番の避難所における支援方法、(1)といたしまして、避難所における支援対策はどうするかということでございます。

それから、9ページをお開きいただきたいと思いますけれども、(2)の福祉避難所の指定ということでしております。

それから、8番目としましては、要援護者避難訓練の実施ということで、避難訓練をしなくてはいけないという、どういうふうにするということを書いております。

それから、9番目でございますけど、避難支援計画の策定の進め方ということでお示しを しております。

(1)として個別計画の策定方法、2番目として個別計画の更新、それから、3番目として 個別計画の管理、この点に関しましては、個人の守秘義務の徹底を図るということが一番の 大きな問題ではないかと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、策定計画の報告を終わらせていただきます。どうも ありがとうございました。

議長(酒井恵明君)

次に、報告第2号 基山町土地開発公社の業務報告について説明を求めます。企画政策課 長。

企画政策課長(小野龍雄君)(登壇)

では、続けて報告第2号 基山町土地開発公社の業務報告について説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

平成21年度基山町土地開発公社事業計画でございます。

用地の買収予定はありませんでしたので、ゼロとなっております。

用地の売却予定につきましても、予定はございませんので、ゼロとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成21年度基山町土地開発公社会計予算でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の部では10千円となっておりますが、これは利息の事業外収益でございます。

また、支出の部の885,359円は販売及び一般管理費でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、今年度事業を予定いたしておりませんので、収入はゼロ、支出は360,963円となっております。これは支払利息となっております。

次に、4ページ、5ページ、6ページにつきましては、ただいまの説明申し上げた資料で ございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

次に、7ページをお願いいたします。

これは、平成21年度の予定損益計算書でございます。事業外収益は預金利息となっております。

次に、販売費及び一般管理費885,359円は人件費及び諸経費でございます。

事業収益に事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費を差し引いた当該損失は875,359円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

平成22年3月31日現在におけます平成21年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして、公有用地119,748,909円は図書館等の用地となって おります。

次に、負債及び資本の部といたしまして、長期借入金の80,214千円は町土地開発基金から の借入金でございます。

前期繰越準備金44,477,095円から当期の損失額875,359円を差し引きました準備金は43,601,736円となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

平成21年度基山町土地開発公社資金計画でございます。

内容としましては、受入資金としまして2,855,687円、支払資金は529,463円で、差し引き 2,326,224円でございます。

以上をもちまして、平成21年度におけます基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

議長(酒井恵明君)

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

~午前11時58分 散会~